

前橋市市税条例等の改正について（議案第53号）

市民税課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 公的年金等受給者であって、一定の配偶者又は控除対象扶養親族を有するものについて、扶養親族等申告書を提出しなければならないこととする。
- (2) 上場株式等に係る配当所得等について、確定申告書に記載された所得税と同一の課税方式により、個人市民税を課することとする。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を5年延長（令和20年度まで）し、令和7年12月31日までの入居者を対象とする。

3 施行期日

- | | |
|------------|----------|
| 2の(1)及び(3) | 令和5年1月1日 |
| 2の(2) | 令和6年1月1日 |